【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年６月30日
【会社名】	児玉化学工業株式会社
【英訳名】	KODAMA CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　坪田　順一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町一丁目２番２号
【電話番号】	050(3645)0121(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　大洞　豪将
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町二丁目２５番１６号(日宝秋葉原ビル)
【電話番号】	050(3645)0121(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　大洞　豪将
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、2020年６月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年６月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　定款の一部変更①の件

会社運営上の事業継続計画の強化及び業務の効率化を図るため、当社の現行定款第３条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。

第２号案　定款一部変更②の件

第３号議案「第三者割当による募集株式（普通株式及びA種優先株式）の発行の件」によるA種優先株式の発行を可能とするために、A種優先株式に関する定款規程を新設し、また、A種優先株式に付される普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に備えて、普通株式の発行可能株式総数を増加させるものであります。

第３号議案　第三者割当による募集株式（普通株式及びA種優先株式）の発行の件

会社法第199条の規定に基づきエンデバー・ユナイテッド２号投資事業有限責任組合に対して、第三者割当により募集株式（普通株式及びA種優先株式）を発行するものであります。

第４号議案　資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額を減少するものであります。

①減少する資本金の額

資本金　　4,743,856,630円

②減少する資本準備金の額

資本準備金　1,822,824,040円

③資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力を生ずる日

2020年６月30日

第５号議案　剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第４号議案「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」による振替後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当するものであります。

①減少する剰余金の額

その他資本剰余金　4,261,164,703円

②増加する剰余金の額

繰越利益剰余金　　4,261,164,703円

第６号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

坪田順一、齋藤義一、黒沢清和、貴島彰、中村公泰及び中眞人を取締役に選任するものであります。

第７号議案　監査等委員１名選任の件

鈴木洋之を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 定款一部変更①の件	21,837	520	0	(注) 1	可決　97.67
第２号議案 定款一部変更②の件	21,318	1,039	0	(注) 1	可決　95.35
第３号議案 第三者割当による募集株式の発行の件	21,276	1,081	0	(注) 1	可決　95.16
第４号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件	21,358	999	0	(注) 1	可決　95.53
第５号議案 剰余金処分の件	21,301	1,036	0	(注) 1	可決　95.36
第６号議案 取締役６名選任の件					
坪　田　順　一	21,788	569	0		可決　97.45
齋　藤　義　一	21,375	982	0		可決　95.61
黒　沢　清　和	21,729	628	0	(注) 2	可決　97.19
貴　島　彰	21,679	678	0		可決　96.97
中　村　公　泰	21,676	681	0		可決　96.95
中　眞　人	21,691	666	0		可決　97.02
第７号議案 監査役１名選任の件					
鈴　木　洋　之	21,492	865	0	(注) 2	可決　96.13

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。